

さ情審査答申第172号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

貴職から受けた、諮問第529号及び諮問第530号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の審査請求人による類似性及び実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 平成30年11月29日付け諮問第529号「特定動物取扱業者①にかかわる一切の文書」(以下「本件対象行政情報①」という。)の一部開示決定(以下「本件処分①」という。)に対する審査請求
- 2 平成30年11月29日付け諮問第530号「特定動物取扱業者②にかかわる一切の文書」(以下「本件対象行政情報②」という。)の一部開示決定(以下「本件処分②」という。)に対する審査請求

#### 第1 審査会の結論

本件各審査請求に係る、平成30年7月5日付け保保動第1177号及び第1178号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分①及び②はいずれも妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件に係る①及び②の審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした部分のうち、個人に関する情報を除く情報の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 不開示理由及び不開示箇所が条例及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という）の条文・趣旨に照らして正当なものではない。

(2) 動物取扱業登録申請書及び第一種動物取扱業登録更新申請書について、従業員の配置や人事、特に従業員数や役職者にかかわる担務や人事は、多くの企業・団体で開示されているものであり、これら情報の開示が「当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」という主張は合理的なものではない。

また、「飼養施設の構造及び規模」と「営業設備の大要」については、当該事業者は一つの施設内で猫の「繁殖」及び「販売」を行っており、営業施設（飼養施設）内には購入を希望する一般市民が立ち入ることができるため同業他社も知ることができる。よって、開示することが、「当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」という主張は合理的なものではない。

(3) 犬猫等販売業者定期報告届出書について、企業が自社製品の販売個数等について公表する事例は、自動車業界や食品業界、電気業界、住宅業界等々様々な業界の複数の企業で行われており、枚挙にいとまがない。このため、犬猫等販売業者定期報告届出書にある各項目を開示することが「当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」とする合理的な理由は存在しない。

また、主張の中に「販売実績を推察することが可能であるため」とあるが、当該事業者は「繁殖」も行っていることから、犬猫等販売業者定期報告届出書中の「年度当初に所有していた犬及び猫の合計数」「年度中に死亡の事実が生じた犬及び猫の月ごとの合計数」「年度末に所有していた犬及び猫の合計数」を不開示とするには、この主張は不十分であることも申し添えておく。

(4) 立入検査票について、立入検査票には日付が明記されていることから、「この時点での状況のみを捉え、あたかも現在も続いているかのように、明らかにその後の事実と異なる内容が伝えられ」という事態が起こりえる蓋然性は全くない。

また、「さいたま市の検査項目については、広く一般に公開しているものではない」とあるが、地方自治体による第一種動物取扱業者への立ち入り検査や指導等は、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号）に従って行われるものであり、この細目を逸脱して検査項目が設定されることはありえない。このため、第一種動物取扱業者は、どのような事項を検査されるかにつ

いて事前に把握できており、また、そうでなければ動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）にかなった適正な飼養管理は行えない。このため、指摘事項の各項目を開示したからといって、「不備を隠蔽されるおそれがある」という主張は合理的な理由になり得ていない。

- (5) 立入結果報告書について、「さいたま市の方向性について考察を加えている部分について不開示とすれば十分であり、該当部分以外を不開示にしていることは不当である。条例第1条にある「市民の知る権利」を著しく侵害するものであり、かつ「市の諸活動を市民に説明する責務」を放棄する行為でもあり、到底受け入れられない。
- (6) 指導処理票について、「事業者や関係者から説明を受けたものについては私見や類推も多く」と断定する根拠が全く示されておらず、不開示とする理由になっていない。

また、「仮に違反等が強く疑われる情報とすれば」とあるが、仮定を前提に不開示事項を決定するのであれば、それは条例第1条にある「市民の知る権利」、を著しく侵害するものであり、かつ「市の諸活動を市民に説明する責務」を放棄する行為でもあり、到底受け入れられない。

- (7) 弁明書には、指導につづいて「勧告、命令といった処分」を行うことや「罰則の適用を視野に入れた対応」を行うことが、さも一般的な流れであるかのように記されているが、さいたま市においては過去、勧告は5件、命令は1件、登録取り消しは1件しか行われていない。つまり勧告、命令、罰則適用はきわめて特異な事例となっており、これらきわめて特異な事例をもって情報を不開示とする理由にしていることは不当である。条例第1条にある「市民の知る権利」を著しく侵害するものであり、かつ「市の諸活動を市民に説明する責務」を放棄する行為でもあり、到底受け入れられない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。
  - (1) 市内で動物取扱業を営む施設に係る行政情報開示請求があり、登録に係る申請書類等、定期報告書類、実施機関が行う立入検査等に係る文書特定した。個人情報その他、施設に関する情報は店舗の営業の状況が類推されるおそれがあること、継続して指導等を行うにあたり、今後の方針への影響が懸念されることから、条例第7条各号に照らし、一部開示決定とした。
  - (2) 審査請求人の主張は、動物取扱業者の情報を開示することにより、市民

が適正な動物の管理が行われていない施設を知ることができ、動物を護ることにもつながることから、開示は業者の権利権益に優先するというものであるという趣旨と解する。また、審査請求人は個人情報を除くすべての不開示箇所について、情報公開の趣旨に照らして正当ではないと主張していることから、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分については審査請求人との認識をほぼ一にするものとする。

(3) 特定した文書は、登録業の申請に係る文書(登録、更新、変更等に係る申請書、定期報告届出書)、指導に係る文書(職員が行う立入検査に伴う検査票、報告書、指導処理票)に大別される。なお、各申請書類及び届出書類の様式については、本市ホームページ上で公開しており、だれでも閲覧することが可能となっている。また、動物愛護法施行規則(平成18年環境省令第1号)(以下「動物愛護法施行規則」という。)第7条により第一種動物取扱業者への標識の掲示が義務付けられていることから、同条で規定されている情報については、同じく本市ホームページ上での公開を行っている。その他の情報については、開示することにより事業者他、関係者に不利益を与えるおそれが想定されることから、実施機関の事務事業の進行の状況等を鑑み、条例第7条各号に基づき判断を行ったものである。

(4) 動物取扱業登録申請書について

記載項目のうち、「飼養施設」、「権原の有無」及び職員の配置にかかるとは営業方針に関する情報である。また、添付書類のうち「営業設備の大要」は、記載事項が、同業他社が容易に知ることができない情報であり、開示によって事業者の生産活動の状況を推し量ることが可能となることから、条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

(5) 犬猫等販売営業届について

記載項目のうち「犬猫等健康安全計画」については、動物及び施設の管理に関する内容で、施設の運営方針を記したものであることから条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

(6) 動物取扱業変更届出書について

記載項目のうち、「変更理由」については変更内容によって様々な理由が記載されるが、総じて施設の運営方針、生産活動に係る内容であることから、条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

(7) 犬猫等販売業者定期報告届出書について

記載項目のうち、動物の異動にかかる情報については、この情報により、店舗の販売実績を推察することが可能であることから、営業の状況に関することとして、条例第7条第3号ア該当するため不開示とした。

(8) 第一種動物取扱業登録更新申請書について

当該申請書の記載事項は、(4)に記載した動物取扱業登録申請書の内容と同様であることから、不開示の理由についても同様である。

(9) 立入検査票について

指摘項目及び結果は、開示することにより、この時点での状況のみを捉え、あたかも現在も続いているように、明らかにその後の事実と異なる内容が伝えられ、当該事業者に不利益をもたらすおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

また、使用している立入検査票の項目は、広く一般に公開しているものではない。そのため、開示することにより、今後本市が行おうとする立入検査の際に、不備を隠蔽されるおそれがあることから、同条第5号アに該当するとして、指摘事項の各項目を不開示とした。

(10) 立入結果報告書について

当該報告書は、立入検査票の検査結果についての説明だけではなく、今後の本市の方向性について考察を加えたものが記載されることもある。仮に立入検査を受けた事業者に状況が伝わった場合、その後の監督指導の際にその場限りで隠蔽されるなど、影響を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号ア及び第5号アに該当するため不開示とした。

(11) 指導処理票について

市民から提供された情報や立入検査での聞き取り、また、立入検査報告書と同様、今後の本市の方向性など、事業者への監視指導の経緯を記載したものである。そのため、事業者や関係者から説明を受けたものについては私見や類推も多く、それを裏付けるための調査権限を当センター職員が有していないことがしばしばあり、現状において確認を取ることができていないなど、不確実な情報もそれまでの経緯として記載されることがある。このような情報の開示については、事業者への風評につながるおそれがある。また、仮に違反等が強く疑われる情報とすれば、後に権限を有する部署に情報提供することで別の観点からの対応が期待され、今後実施機関が行う監視指導及び処分の内容に影響を及ぼすことも想定される。結果、条例第7条第3号ア及び第5号アに該当とするとしたものである。

(12) 立入検査や調査等は、業を行う者が登録業としての水準を維持、向上させ、管理を適正化することで、飼養管理されている動物の健康の保持に寄与するものである。一般的な指導では、立入検査時の指導事項について、例えばその後も著しい問題が認められる場合は勧告、命令といった処分を行い、その後においても改善の見込みがない、指導、勧告に従わない場合は罰則の適用を視野に入れた対応を行う流れとなる。

したがって、事業者への指導は基本的に継続するものであり、繰り返すことによって改善されることを期待するものである。本件開示請求については、今後の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、決定日の時点における判断として一部開示決定としたものであり、適法と考える。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

- (1) 本件対象行政情報①及び②は、審査請求人が開示請求を行った「特定動物取扱業者①及び②にかかわる一切の文書」である。

実施機関が、本件審査請求①及び②で特定した文書は、登録業の申請に係る文書（登録、更新、変更等に係る申請書、定期報告届出書）と指導に係る文書（職員が行う立入検査に伴う検査票、報告書、指導処理票）に大別される。登録業の申請に係る文書としては、動物取扱業登録申請書、動物取扱業変更届出書、犬猫等販売業者定期報告届出書、第一種動物取扱業登録更新申請書犬猫等販売営業届があり、いずれも条例第7条第3号アに該当するため、不開示としている。また、指導に係る文書としては、立入検査票、立入検査報告書、動物取扱業の指導処理票があり、いずれも条例第7条第3号ア及び第5号アに該当するため、不開示としている。

- (2) これに対し、審査請求人は、不開示理由及び不開示箇所について、条例及び情報公開法の条文・趣旨に照らして正当なものではないとして、不開示とした箇所の開示を求めている。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) 動物取扱業登録申請書について

記載項目のうち、「飼養施設」、「権原の有無」、「職員の配置」、また添付書類の内容のうち「営業設備」については、総じて施設の運営方針や生産活動に関する内容であることから、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

- (2) 動物取扱業変更届出書について

記載項目のうち、「変更理由」については変更内容により様々な理由が記載されるが、総じて施設の運営方針や生産活動に関する内容であることから、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する

おそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(3) 犬猫等販売業者定期報告届出書について

記載項目のうち、動物の異動にかかる情報については、店舗の販売実績を推察することが可能になるため、営業の状況に関することとして、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(4) 第一種動物取扱業登録更新申請書について

記載項目のうち、「飼養施設」、「権原の有無」及び職員の配置にかかることは営業方針に関する情報であり、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(5) 犬猫等販売営業届について

記載項目のうち、「犬猫等健康安全計画」については、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(6) 立入検査票について

立入検査の指摘項目及び結果を開示すれば、それらは、当該検査時の状況であるにもかかわらず、あたかも、その後も続いているかのようになり、事実と異なる内容が伝えられる可能性があり、そうすると事業者に不利益をもたらすおそれがあることから、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした点、また、立入検査票の項目は広く一般に公開しているものではないため、開示すれば、今後の立入検査の際に、不備を隠蔽されるおそれがあり、検査に際し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法または不当な行為の発見を困難にするおそれがあると考えられることから、条例第7条第5号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(7) 立入検査報告書について

立入検査報告書は、立入検査の検査結果の説明のみではなく、今後の市の方向性についての考察等が記載されることもある。このことが、立

入検査を受けた事業者に伝わった場合、その後の監督指導に際して、その場限りの隠蔽を図るなど、不当な影響を及ぼすおそれが否定できないことから、条例第7条第3号ア及び条例第7条第5号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(8) 動物取扱業の指導処理票について

指導処理票には、提供された情報や立入検査での聞き取り、今後の市の方向性、事業者への監視指導の経緯など、様々な事項が記載されている。事業者や関係者から受けた説明内容については、私見も多く、客観的な裏付けを取ることができない不確実な情報も記載されることがある。このような情報が開示されれば、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号アに該当すると考えられ、また、事業者の違反が疑われる場合には、監視指導の内容を開示すれば、今後、実施機関が行う監督指導の及び処分の内容に影響を及ぼす可能性も否定できないことから、条例第7条第5号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年11月29日	諮問の受理（諮問第529号） 諮問の受理（諮問第530号）
②	同 年 12月20日	審議
③	平成31年 1月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和元年 9月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)